

「岐阜県の商店街をクラウドファンディングで応援しよう！～プレミアム商品券～」
店舗・事業者 募集要項

1. 本プロジェクトの趣旨

本プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症に伴い影響を受けた岐阜県内の商店街にて事業展開される店舗・事業者様（以下店舗等）への支援を、県民の皆様からクラウドファンディングサイトを通じて募り、新型コロナウイルスにより落ち込んだ県内経済の回復を目的とするプロジェクトです。支援者はプレミアム付き商品券「地元の商店街を応援しよう！券」（以下、商品券）を受け取り、支援をした商店街加盟店舗等で利用ができます。

県内の店舗等とその利用者をつなぐ共創型の取組とし、利用者が地域の魅力を再発見することで、本プロジェクト終了後も県内商店街の持続的な賑わい創出に繋げることを目指しています。

2. 本プロジェクトについて

1) 事業の概要

- ①プロジェクト名 「岐阜県の商店街をクラウドファンディングで応援しよう！
～プレミアム商品券～」
- ②商品券発行者 岐阜県商店街振興組合連合会
- ③実施方法 クラウドファンディングサイトにて支援を受付
- ④参加店舗募集期間 令和3年8月9日～同12月24日（金）
※お申込み頂くタイミングによりクラウドファンディングサイトに
掲載するタイミングが異なります。
- ⑤支援募集期間 令和3年10月20日（水）～同11月17日（水）
- ⑥支援募集金額 一口5,000円
※申込口数は1支援者あたり上限20口(100,000円)とします。
※支援者は申込時に支援する商店街を指定する形となります。
- ⑦商品券 1枚500円で支援金額の30%のプレミアム分を上乗せした6,500円
分(13枚)を1口分とし、商品券を発行。
- ⑧商品券有効期間 商品券到着後 令和3年12月1日（水）～令和4年1月17日（月）まで
- ⑨商品券の回収と入金 支援金の入金は商品券利用期間終了後、約2週間後から振込みを開始さ
せて頂きます。

商品券回収：令和4年1月18日～1月21日
入金：令和4年1月下旬（予定）
※回収期間を過ぎた商品券についての換金はできません。
- ⑩支援者への商品券の発送 令和3年11月19日（金）～11月30日（火）予定
※支援先が不明の場合、問合せ等により確認し、発送します。
- ⑪商品券利用可能店 募集申込期間までに申込書をいただいた商店街加盟店
- ⑫商品券利用期間 令和3年12月1日（水）～令和4年1月17日（月）

2) 商品券取り扱い上の留意事項

- ①商品券は飲食や役務の提供、換価不能な商品の購入などの取引において利用できます。
- ②商品券と現金の交換は禁止します。
- ③商品券の額面以下の利用については、お釣りを発生させないでください。
- ④不足分は現金やキャッシュレス決済等で受け取ってください。
- ⑤商品券利用期間内に商品券利用者が認識できるように参加事業者にて事務所、店舗での掲示、チラシ等でその旨を提示頂き、必要に応じて商品券利用者へご説明頂くようにしてください。
- ⑥利用期間を過ぎた商品券は無効となりますので受け取らないでください。
- ⑦商品券の盗難・紛失・滅失や、偽造・模造等に対して、発行者は責を負いません。

3) 商品券の利用対象にならないもの

- ① 出資や債務の支払い（税金・振込代金・振込手数料・保険料・電気・ガス・水道・電話料金等）
- ② 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- ④ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤ 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払いその他、各利用可能店舗が指定するもの
- ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ⑧ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

3. 利用取扱店舗等の募集概要

1) 参加資格

岐阜県商店街振興組合連合会の組合員

その他、本プロジェクトの趣旨を理解し、商品券利用期間に営業を実施できる方、自ら本プロジェクトを広めることで、自店舗の支援者を集める意思のある方。

※参加資格や営業実態が確認できない場合は、登録内容を削除させて頂くことがあります。

但し、次に該当する事業者を除く。

- ① 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ③ 上記3）[商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等
- ④ 岐阜県の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提訴されている者等
- ⑥ 役員等（法人にあって非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑦ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑧ 申請時に営業実態のない店舗・事業者（緊急事態宣言による臨時休業は除く）

2) 利用取り扱い店舗等の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ① 利用者が使用する商品券について、受け取って問題ないかの確認を必ず行ってください。
なお、明らかに色合いが違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。商品券を取り扱うすべての従業員等に周知してください。
- ② 商品券を受け取った際は、再流出を防ぐため商品券に店舗印などを押印し、使用済みであることを明確にしてください。
- ③ 使用済みの商品券を換金する際、入金を確認するまで、使用済み商品券の写しなどの控えを大切に保管してください。
※この控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができません。ご注意ください。なお、控えがある場合でも、振り込み後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできません。また、回収時に登録時の店舗名と実際の店舗名が異なると換金できませんので、ご注意ください。
- ④ 利用期間中における飲食やサービスの提供、物販等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- ⑤ 支援金の入金は原則口座振込となります。なお、入金に関する手数料は全て事務局にて負担します。
- ⑥ 商品券の交換又は売買は行わないでください。
- ⑦ 支援者への店舗等に関する情報発信は、各自で行ってください。
- ⑧ 店舗・事業者の代表者や関係者などによる商品券購入は、本プロジェクトの趣旨にそぐわないため、行わないでください。なお、このような事実があった場合、発行した商品券は無効とし、精算には応じません。
- ⑨ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに従って、感染拡大予防に努めてください。
- ⑩ 参加店舗には来客者に安心してサービスを利用して頂くために、岐阜県が発行する「新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー」を店舗に掲示することを推奨いたします。

3) 参加申し込みについて

① 申し込み方法

本プロジェクトに参加希望の店舗等は、この「募集要項」をご確認いただき、同意のうえ、所定の「『クラファンで地元の商店街を応援しよう！（仮）』事業者申込フォーム」（以下申込書）を事務局へ提出してください。提出方法はWEB申込にて受付、その他メール、FAX、郵送、直接提出で受け付けます。
申込をされる事業者の方は、「代表者の本人確認ができるもの（運転免許証など）」を「申込書」と併せて提出してください。その他、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

<WEB申込フォーム>

申込QRを読み込んで簡単申込 →
スマートフォン対応可能です。

<https://t.chuco.net/ts/?p=6140>



スマートフォンやタブレットのカメラで読み取りください

<メールの場合>

事務局メールアドレス：syoten@chuco.co.jp

<FAXの場合>

株式会社 中広（ちゅうこう）イベントセミナー部内 事務局
FAX番号：058-246-8305

<郵送の場合>

宛て先 〒500-8137 岐阜県岐阜市東興町27番 中広ビル4F
株式会社 中広（ちゅうこう）イベントセミナー部内 事務局
担当： 篠原 聡
TEL：058-248-5611
※郵送料は申込事業者にて負担となります。

※同一事業者（同一法人）が系列店などで複数店舗を営んでいる場合、商品券の共通利用を可能とします。ただし、商店街単位 県内店舗・事業所のみでの商品券利用とします。（県外店舗利用は不可）

※同一事業者が運営する系列店などで利用店を分ける場合、それぞれの店舗での申込が必要となります。

② 事業者のお申し込み期間

令和3年8月9日～同12月24日（金）

③ 申請時に必要な書類

- ・「申込書」
- ・「代表者の本人確認ができるものの写し（運転免許証・保険証など）」

※その他に必要な応じて書類の提出をお願いする場合があります。

① 登録・審査・承認

申込内容に基づき、クラウドファンディングサイト内に店舗情報を掲載します。

次に該当する場合は、登録内容を事務局にて審査し、登録の取消またはクラウドファンディングサイト掲載の削除をします。

○申込内容に虚偽・不備がある場合

○参加資格や営業実態が確認できない等の理由で、岐阜県及び岐阜県商店街振興組合連合会が
申込内容より登録取消を判断した場合

○添付書類がない場合

② その他留意事項

- ・利用可能店舗等の情報(店舗名称・所在地・電話番号・業種等)はホームページ等に掲載します。
- ・「募集要項」に違反する行為が認められた場合で、入金済の支援金の返金や賠償金の発生等が生じた際は請求する場合があります。
- ・「募集要項」に定めのない事項に関しては、岐阜県商店街振興組合連合会がその都度対応を決定します。
- ・事務局のもつ SNS 媒体（フェイスブック、インスタグラムなど）に店舗情報掲載を希望されない場合、事務局にお申し出ください。お申し出がない場合は掲載いたします。

4. その他

○事業実施主体

岐阜県商店街振興組合連合会

電話番号：058-277-1107

FAX番号：058-276-1496